

資料 5-1

川教総第 1514号

平成29年1月16日

川島町立小・中学校通学区域審議会会長 様

川島町教育委員会

教育長 中 村 正 宏

小学校統合に伴う新設小学校の通学区域の編成について（諮問）

このことについて、川島町立小・中学校通学区域審議会条例（平成25年12月25日条例第39号）第2条の規定に基づき、平成30年4月に開校する「つばさ南小学校」「つばさ北小学校」の通学区域を編成するため、つぎの事項について審議願いたく諮問します。

なお、別添の留意事項により審議するようお願いいたします。

記

諮問事項 「小学校統合に伴う新設小学校の通学区域の編成について」

[留意事項]

(1) 審議における基本的な考え方について

基本的には、つばさ南小学校の通学区域は、三保谷小学校区と出丸小学校区を合わせた区域、つばさ北小学校の通学区域は、八ッ保小学校区と小見野小学校区を合わせた区域になると考えられる。

ただし、つぎの(2)の事項を考慮に入れて審議する。

(2) 審議において特に考慮に入れる事項について

八ッ保小学校区に存する山ヶ谷戸字六郎地区、同字押出地区、同字門無地区(以下「山ヶ谷戸字六郎地区等」という。)は、「通学距離を斟酌し、つばさ南小学校の通学区域に編入する。」あるいは「つばさ北小学校の通学区域に編成するものとする。ただし、当該地区の児童保護者から、つばさ南小学校へ児童を通学させたいことを理由に、指定校変更申請があった場合、これを承認する方向とする。」

この2つの方向性で審議することとする。

(3) 補足説明

統合により学校が無くなる地区(出丸小学校区と小見野小学校区)は、児童が遠距離通学を強いられるため、通学支援の観点から、現在、川島町小学校統合協議会において、出丸小学校区、小見野小学校区(一部を除く)を対象に、スクールバス運行体制の整備を進めている。これにより出丸小学校区及び小見野小学校区の児童の遠距離通学にかかる負担軽減が期待される。

地区説明会等を実施した折には、山ヶ谷戸字六郎地区等は、統合後も、八ッ保地区としては学校が存続することになり、基本的には遠距離通学の支援対象としていないが、山ヶ谷戸字六郎地区等は八ッ保小学校までの通学距離が3kmを超えることから、児童の遠距離通学にかかる負担軽減を図ることも視野に入れながら、統合小学校の通学区域の編成を検討すべきではないかという意見があった。

については、このような意見も踏まえながら、川島町立小・中学校通学区域審議会に対し、小学校統合に伴う新設小学校の通学区域の編成について諮問し、審議のうえ答申を求めるものである。